

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成25年2月19日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地
名称 （仮称）新潟万代一丁目計画
所在地 新潟市中央区万代一丁目2507番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 ラベニュー万代特定目的会社
 - 法人代表者氏名 取締役 三品 貴仙
 - 住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月1日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計9,520平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計499台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計456台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計195.06平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計41.99立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前9時00分
 - 閉店時刻 午後9時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時00分から午後10時00分
- 7 届出年月日
 - 平成25年1月30日
- 8 縦覧場所
 - 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課
- 9 縦覧期間
 - 平成25年2月19日から平成25年6月19日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先
 - 商業振興課商業振興係
 - 電話 025-226-1633
 - Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp